新潟太陽福祉会後援会規約

（名称及び事務所）
第１条　この会は、新潟太陽福祉会後援会と称し、事務所を新潟市北区太夫浜字下浜山６７５番地　社会福祉法人新潟太陽福祉会　法人本部内に置きます。

（目的）
第２条　この会は、社会福祉法人新潟太陽福祉会が事業目的を達成するために必要な援助及び発展に協力することを目的とします。

（会員）
第３条　この会の会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納めた個人または　法人・団体とします。

（会費）
第４条　会費は２種類とし、個人会費は１口年１，０００円以上、法人・団体会費は１口年１０，０００円以上とします。

（事業及び活動）
第５条　この会は、目的達成のため次の事業及び活動を行うものとします。
(1) 新潟太陽福祉会の各種事業への協力
(2) 障害者福祉の研究ならびに啓発活動にかかる援助
(3) 会員の拡大
(4) その他目的達成のために必要な事業

（役員）
第６条　この会には、次の役員を置きます。
(1) 会　長　　１名
(2) 副会長　　１名
(3) 会　計　　１名
(4) 監　事　　１名

（会長の選任）
第７条　会長の選任は、総会において出席会員の３分の２以上の賛成を得て選出します。

（役員の選任）
第８条　この会の役員は、会員の中から選出し、総会において承認します。

（役員の職務）
第９条　この会の役員の職務は次のとおりとします。
(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括します。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。

(3) 会計は、会計に関する事務を処理します。
(4) 監事は、会計を監査し、その結果について会に報告し、意見を述べることができます。

（役員の任期）
第10条 役員の任期は２年とし、再選を妨げない。欠員を生じた時は、後任者の任期は前任者の残任期間とします。

（相談役）
第11条　この会に、次により相談役１名を置くことができます。
(1) 相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱します。
(2) 相談役は、役員会、総会に出席し、意見を述べることができます。
(3) 相談役の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度の役員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（会議）
第12条　この会の会議及びその開催は次のとおりとします。
(1) 総会は年１回とし、毎会計年度終了後３ケ月以内に開催し、事業、決算、規約改正等、その他必要事項の審査をします。総会の決議は出席者の過半数の賛成によります。
(2) 会長は必要に応じて臨時総会を招集・開催することができます。
(3) 役員会は、必要に応じて会長が招集・開催します。

（財政）
第13条　この会の経費及び運用は、次のとおりとします。
(1) この会の経費は、会費を主な財源とし、寄付金その他の収入をあてます。
(2) 運用は、役員会で討議し、役員全員が適切と判断した場合に行います。

（会計年度）
第14条　この会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとします。

（設立日）
第15条　この会の、設立日は平成12年10月1日とします。

附則

平成１２年１１月２０日制定
平成１４年　４月１５日改定
平成１６年　７月　１日改定
平成１８年　７月３１日改定
平成２２年　５月１４日改定
平成３０年　５月２３日改定
令和　８年　６月２２日改定